

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

米沢市は、山形県の最南端に位置し、3市5町からなる置賜地域の中核市として地域の発展に貢献している。

米沢市の急性期医療は、置賜二次保健医療圏の基幹病院である米沢市立病院（以下「市立病院」という。）と基幹病院に準ずる病院の三友堂病院が主に担っているが、両病院の医師の不足や高齢化により救急医療体制の維持が相当厳しい状況になってきたことから、救急医療を含めた急性期医療の維持・強化に向けて、市立病院が急性期医療を三友堂病院が回復期医療をそれぞれが担うとした、米沢市の医療連携のあり方を示したところである。なお、建設場所は、緊密な医療連携を進めていくために、現市立病院敷地に両病院を建設するが、より地域医療構想に沿った米沢市の医療連携の理想形に近づけるように、回復期医療を担う三友堂リハビリテーションセンター（以下「三友堂リハビリ」という。）と三友堂病院を集約して1つの病院として建設する。

この要項は、市立病院と三友堂病院（三友堂リハビリを含む。以下同じ）が機能分化を進めながら医療連携の形を構築していくことと、平成35年度までに両病院が同時に新病院の開院を目指していくという、重要課題を効率的・効果的かつ経済的に進めていくために、米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務

(2) 履行期間

契約締結の日から平成31年1月31日まで

(3) 業務概要

「米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務及び医療連携等支援業務仕様書」参照

(4) 予算

① 市立病院 28,620千円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 三友堂病院 18,000千円（上記に同じ）

3 参加資格及び条件

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申

立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 参加の意思表示をした日から当該業務の契約を締結する日までに、米沢市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成4年4月1日施行）に基づく指名停止、米沢市が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する要綱（平成25年公示第41号）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 許可病床が150床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）の建設、増築又は改築（大規模な改修を含む。）に伴う基本計画策定業務を平成20年4月1日以降に受託し、履行した実績を有する者。この場合において、許可病床数が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の実績を一つ以上有すること。

4 公募の公告

市立病院は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。この場合において、市立病院と三友堂病院のホームページにその内容を公表するものとする。

5 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書、提案書その他の別に定める書類（以下「提出書類」という。）を指定する日までに提出しなければならない。

6 1次審査

1次審査は、提出書類を米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において審査し、提出書類を提出した者（以下「提案者」という。）のうち上位5者を2次審査の出席要請者として選定する。ただし、提案者が5者に満たない場合は、1次審査を省略することができる。

2次審査の出席要請者として選定した提案者には、その旨を通知し、選定しなかった提案者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

7 2次審査

2次審査に選定された提案者は、提出書類に基づきプレゼンテーションを行い、委員会では、プレゼンテーション等に基づいた審査により順位付けして、本業務に関連する各分野における専門性の高い知識・技能を有する者として、最上位の1者（以下「最優秀者」という。）を選定する。

最優秀者（契約予定事業者）には、その旨を通知し、次点以降の者には、その順位を通知するものとする。

最優秀者とは、速やかに契約締結に向けた作業を進めるが、その際に、条件に隔たりが発生するなどして契約締結に至らなかった場合は、以降、次点の者を契約予定事業者として同様の協議を行うものとする。この場合において、契約締結に至らなかった者に生じる損害については、市立病院、三友堂病院共に一切の責任を負わないものとする。

1次審査と2次審査の結果については、提案者に書面にて通知すると共に、市立病院と三友堂病院のホームページにおいて公表する。

8 随意契約に係る見積書の徴収

契約予定事業者との契約締結が可能となった場合は、本業務に係る随意契約の相手方として見積書を徴収するものとする。この場合において、基本設計者選定以降（本業務完了後）の業務に関する仕様書と概算見積書についても、各病院の求めに応じ提出しなければならない。なお、基本設計者選定以降の業務に関する契約については、両病院共に予算の執行が可能となったときに締結するものとする。

9 スケジュール

(1) 全体スケジュール（案）

- 平成30年6月 8日（金）実施要項の公告
- 6月14日（木）質問書の提出期限
- 6月19日（火）参加表明書の提出期限
- 6月22日（金）2次審査への出席要請者の選定・通知
- 6月28日（木）参加表明書以外の書類の提出期限
- 7月 2日（月）プレゼンテーション実施日
- 7月 4日（水）2次審査結果の通知及び公表

(2) プレゼンテーション

- ① 日時 平成30年7月2日（月）9時から
- ② 場所 米沢市立病院講義室（中央診療棟・病棟3階）
- ③ 時間 60分（質疑応答を含む。）
- ④ 方法 「米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル2次審査実施要項」に定める。

10 提出書類等

提出書類の様式等は、「米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル提出書類作成要項」を参照すること。なお、概算見積書・積算内訳書は様式任意とする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
- ② 提案書
- ③ 概算見積書・積算内訳書

(2) 提出部数

正本2部、副本8部

(3) **様式**

市立病院及び三友堂病院のホームページからダウンロードすること。

(4) **受付期間**

① **参加表明書**

平成30年6月8日（金）から平成30年6月19日（火）まで

※ 期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

② **参加表明書以外の書類**

平成30年6月22日（金）から平成30年6月28日（木）まで

※ 期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

③ **受付時間**

①②共通で午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) **提出方法**

持参、郵送等により提出すること。（電子データによる提出を不可とする。）この場合において、持参以外の方法による場合は受付期間内に必着であること。

(6) **提出場所**

下記「20 提出書類等の提出先・問い合わせ先」

(7) **基本設計者選定以降の業務に係る仕様書と概算見積書・積算内訳書**

基本設計者選定以降の業務のうち、医療連携に係る仕様書・概算見積書・積算内訳書については、三者契約を前提として両病院併せて1つ作成して提出すること。この場合において、評価については、概算見積書の金額を両病院で折半して、病院建設に係る両病院の概算見積書の金額に各々加えたものを対象とする。なお、基本設計者選定以降の業務については、提出された仕様書と概算見積書・積算内訳書をもって提案者との契約を保証するものではない。

11 提案内容

提案書には、次の事項を記載すること。

- (1) 新病院建設基本計画書の構成内容
- (2) 新病院建設の問題・課題とそれらを解決するための調査・分析方法等
- (3) 2病院を同一敷地内に建設する場合の問題・課題とそれらを解決するための調査・分析方法等
- (4) 基本設計者選定以降の支援の内容、体制等
- (5) 建設費を含めた総事業費の試算方法等
- (6) 新病院建設に関する関係法令等調査方法及び体制
- (7) 院内外等関係機関の意見調査集約方法及び体制
- (8) 発注者・CM事業者との連絡調整体制
- (9) スケジュール及びその管理体制
- (10) 市立病院と三友堂病院との医療連携の課題・問題点とそれらの解決するための調

査・分析方法等や調整、助言等の支援体制

(11) 地域医療連携推進法人設立に係る検討支援

(12) その他

12 質疑応答

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書により平成30年6月14日(木)午後4時まで(受付期間)に下記「20 提出書類等の提出先・問い合わせ先」まで持参、郵送等により提出すること。(電子データでの提出を不可とする。)この場合において、持参以外の方法による場合は、受付期間内に必着であること。

質問に対する回答は、一括して回答書としてとりまとめ、市立病院と三友堂病院のホームページに掲載する。

13 提案者の評価

委員会は、提出書類を基に次の項目について採点を行うものとする。この場合において、1次審査を書類審査とし、2次審査をプレゼンテーションによる審査とする。

評価については、1次審査と2次審査の点数の合計と概算見積金額の点数にそれぞれ9対1の割合を乗じて得た点数の合計で行うものとする。

最高得点の者が2者以上の場合は、概算見積金額の点数が高い者を最優秀者とする。概算見積金額も同点の場合は、委員長と副委員長が協議して順位を決定する。

1次審査と2次審査における評価や点数については、委員が特定できるような形での公表を行わないものとする。

※ 「米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル評価要項」参照

(1) 1次審査

評価項目	評価事項
業務遂行能力(書類審査) 25点	①事業者の能力 ②業務実績 ③担当者の能力

(2) 2次審査

評価項目	評価事項
企画提案能力(プレゼンテーション) 75点	①企画力・専門技術力 ②調整能力 ③独創力

(3) 概算見積金額・積算内訳書

本業務における概算見積額については、各病院の予算額を基準として概算見積金額が減じた金額の割合によって加点し、満点を100点とする。この場合において、概算見積金額が予算額を超えている提案者は、参加資格を失うものとする。

基本設計以降の概算見積額については、各病院の一番高い金額を基準として概算見

積額が減じた金額の割合に応じて加点し、満点を100点とする。

上記の点数の合計を評価項目数4で除した点数を概算見積額の得点とし、満点を100点とする。

14 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記「3 参加資格及び条件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) その他委員会が失格と認めた場合

15 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、延期又は中止する場合がある。この場合において、プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできないものとする。

16 成果物

成果物は、契約書の履行期間中に各々の病院に納品すること。成果物の規格、様式、提出方法等については、両病院と各々協議の上決定するものとする。

- (1) 基本計画書及び概要版 市立病院200部、三友堂病院50部
- (2) 本業務において作成した資料等 30部
- (3) 会議録 1部
- (4) その他の成果物等 1部
- (5) 上記の成果物の電子データを収録したCD-R又はDVD-Rの記憶媒体 3部

17 著作権

成果物の著作権及び所有権は、すべて各々の病院に帰属するものとする。

18 費用負担

プロポーザルへの参加は、無報酬とする。また、プロポーザル参加から契約締結までに係る経費は、全て参加者の負担とする。

19 その他

- (1) プロポーザル及び契約に係る業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨(円)、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (2) 提出された書類は、一切の返却を行わないものとする。

- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、市立病院に関する提出書類は、米沢市情報公開条例（平成12年米沢市条例第39条）に基づき開示する場合がある。
- (4) 両病院は、提出書類を保存及び記録し、最優秀者及び契約予定事業者のものについて、プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとする。なお、利用の際の使用料等は無償とする。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザルのために提供された資料を、プロポーザルに係る検討以外での目的で使用することはできない。また、プロポーザルに当たって知り得た情報を両病院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 提案者は、1つの提案しかできない。
- (7) 提案者は、提出書類の変更や再提出をすることができない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、委員会が変更の必要を認めたときはこの限りではない。また、委員会がプロポーザルの実施に必要と認めた場合は、真にやむを得ない理由がない限り追加資料を提出しなければならない。
- (8) 市立病院の「米沢市立病院基本計画書(案)平成27年3月」の提供は、紙の資料のみとし、データでの提供は行わないものとする。この場合において、提供された資料を複写することは認めず、プロポーザル終了後に返却すること。
- (9) 提出書類に記載した総括責任者及び主任担当者は、特別な理由があると各々の病院が認めた場合を除き変更できない。この場合において、各々の病院が総括責任者又は主任担当者を不適切と判断した場合は、契約予定事業者（又は受注者）と協議し、変更することができる。
- (10) 実際の業務内容については、プロポーザルの内容に係わらず、発注者と受注者との協議の上、発注者が認めた場合は変更できるものとする。
- (11) 本業務に係る契約書、業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項は、委員会が指定するものを使用すること。
- (12) 受注者は、両病院との連絡を密にし、良好な信頼関係を構築することで、両病院の業務の推進に寄与するよう努めること。

20 提出書類等の提出先・問い合わせ先

米沢市立病院事務局総務課病院建設準備室 高橋 允（たかはし まこと）
〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号 米沢市立病院管理棟・外来棟3階
TEL(0238)22-2450(代) (内線4303) FAX(0238)22-2876
E-mail bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

(2次審査要請者用)

平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

米沢市立病院
米沢市病院事業管理者
渡 邊 孝 男

一般財団法人三友堂病院
理事長 仁 科 盛 之

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル1次審査結果について
(通知)

標記の件について、参加表明書等を審査した結果、貴社を下記のとおり2次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

担当 米沢市立病院
事務局総務課病院開設準備室
高橋 (内線4303)

(2次審査否要請者用)

平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

米沢市立病院
米沢市病院事業管理者
渡 邊 孝 男

一般財団法人三友堂病院
理事長 仁 科 盛 之

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル1次審査結果について
(通知)

標記の件について、参加表明書等を審査した結果、貴社については、下記のとおり2次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施に当たり、貴重な時間を費やされたことに感謝すると共に、今後も両病院への御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 審査結果

2 その他

担当 米沢市立病院
事務局総務課病院開設準備室
高橋 (内線4303)

(2次審査最優秀者用)

平成 年 月 日

〇〇〇〇様

米沢市立病院
米沢市病院事業管理者
渡邊孝男

一般財団法人三友堂病院
理事長 仁科盛之

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル2次審査結果について
(通知)

標記の件について、プロポーザルにより審査した結果、貴社を下記のとおり最優秀者として選定しましたので通知します。

なお、今後は、契約締結に向けた協議を行いますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 審査結果

2 その他

担当 米沢市立病院
事務局総務課病院開設準備室
高橋（内線4303）

(2次審査次点以降用)

平成 年 月 日

〇〇〇〇様

米沢市立病院
米沢市病院事業管理者
渡邊孝男

一般財団法人三友堂病院
理事長 仁科盛之

米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル2次審査結果について
(通知)

標記の件について、プロポーザルにより審査した結果、貴社については、最優秀者に選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施に当たり、貴重な時間を費やされたことに感謝すると共に、今後も両病院への御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、最優秀者と契約締結に至らなかった場合は、以下、次点の方と協議することになりますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

担当 米沢市立病院
事務局総務課病院開設準備室
高橋（内線4303）